

高畑町裁判所跡地 第3回地元説明会 議事概要

1. 開催概要

日 時	平成 29 年 7 月 30 日（日）19 時～20 時 30 分		
場 所	飛鳥公民館 2 F 集会室	参加人数	地域住民 97 人
次 第	開会、挨拶、資料説明、質疑応答、閉会	配布資料	次第、説明資料

2. 議事概要（“・” 住民のご意見、“→” 県の回答）

※ 固有名詞等は削除したうえで、当日いただいたご意見を正確にお伝えするため、発言の順序を変更してわかりやすい文言に置き換えています。ご了承ください。

（1）文化庁への対応について

- ・ 文化庁は、「反対も一部にあるが賛成が多いと聞いている」と言っている。文化庁に対して反対意見があることを県から提示してもらわないと、文化庁の判断が狂う。
- ・ 文化庁は、現状変更許可に際してどのような条件を付けてきているのか。
 - 現状変更許可の条件は、「1 当該敷地については、宿泊施設及び飲食施設を含め、所有者である奈良県が一体的に適切な管理を行うこと」、「2 掘削を行う工事に際しては、奈良県教育委員会職員（埋蔵文化財担当）の立会いを求めること」、「3 上記の結果、重要な遺構などが検出された場合は、設計変更等により、その保存を図ること」、「4 現状変更の実施経過について、継続的に文化審議会文化財分科会第三専門調査会名勝委員会に報告し、指導を受けること」の4点である。（別添許可書の写し）
- ・ 文化庁への質問書に対する回答に、住民との話し合いを十分尽くすことが条件として記載されている。今日の説明会は、エビデンスづくりでしかないのではないのか。
 - 事業の趣旨や概要を地元きちんとして説明し理解を得ながら進めることは、文化庁から県に対するお願い事項であり、現状変更許可に付された条件ではない。

（2）地元に対する説明について

- ・ 文化庁は、県へ十分に住民の話を聞くように言ってきたのに、第2回地元説明会を開催して以降の約1年間、説明会や勉強会を開催しなかったのはなぜか。
 - 事業の具体的な内容ができていない状況のなか、反対活動が活発になり勉強会をできない状況になった。そのなかで事業者が決定し、具体的な内容がある程度固まったため3回目の説明会するに至った。
- ・ 初参加で、建物がホテルなのかどうかなど、具体的な内容がわからない。
 - 第1回地元説明会は自治会長を、第2回地元説明会は飛鳥地区住民を対象に開催し説明してきた。今後は、自治会毎に具体的な事業内容について丁寧に説明に伺う。
- ・ 隣接する住民に、事業内容について全く説明がないのはなぜか。
 - 隣接する住民の方へも個別に具体的な事業内容、工事手順について丁寧に説明に伺う。
- ・ 県議会ではどのように取り上げられているのか。
 - 整備内容や予算要求など議会でも適宜報告・審議いただき適切に進めている。
- ・ 奈良公園地区整備検討委員は、都合の良い人選ではないのか。
 - 決して都合の良い人選ではない。民間の方々にも委員となっていただいている。
- ・ 文化庁や奈良市の許可をもらう前に、住民の意見を先ず聞くべきではないか。
 - 文化庁、奈良市への手続を行う以前から、民間の方々も含めた奈良公園地区整備検討委員会に、幅広く、また、専門的な意見を伺いながら議論を深めてきた。

(3) 事業に対する反対意見について

- ・ 当該地は絶対に儲かる。私がホテルを建てたいぐらいだ。先祖代々守ってきた場所に建ててはいけない。
- ・ 昨年12月に当該地を名勝奈良公園に編入したと聞いているが、そのメリットは何か。
 - 当該地は昭和2年に名勝地に指定された。もともと名勝奈良公園であった箇所を、県立奈良公園に編入したものである。
- ・ 名勝地にはホテルが建てられないはず。
 - 公園区域であれば便益施設として宿泊施設や飲食施設を建てることのできる。
- ・ 専門家が実施した植物・樹木、野鳥の調査結果がわからないので詳しい説明がほしい。ホテルをつくらず自然や動植物の観察路にすべきだ。
 - 奈良公園地区整備検討委員会と植栽に関する委員会で専門的な意見、確認を受けて進めている。
- ・ 塀の倒壊や鬱蒼とした状態は県の管理不足であり、ホテルを建てること議論のすり替えだ。
- ・ 奈良公園の整備・改善は大いに結構だが、高級ホテル誘致のための公園整備はいかがなものか。

(4) 事業に対する賛成意見について

- ・ 当該地は、樹木が繁茂し、事故が発生しているためより良くしたいと思っている。
- ・ 当該地は、鬱蒼として危険なため整備することは大いに賛成。
- ・ 当該地は、飛火野の景観などに比べ非常にみすぼらしい。景観が良くなるため賛成である。
- ・ 未来に対する展望をどのように考えているのか。
 - 公園の維持管理に必要な経費が年々増加している。厳しい状況のなか、当該地をどうするのか検討し今の形となった。
- ・ 奈良公園の一部として映るように展望のある計画をお願いしたい。
- ・ 奈良が発展するためには、もっと宿泊施設をつくる必要がある。
- ・ ホテル不足に対応しホテルを建てるのも大いに結構。
- ・ 交流施設が増えれば明るいエリアができるため賛成である。
- ・ 歴史的な場所のため、奈良県における観光の目玉になる施設だと思う。
- ・ お茶や花などの文化施設ができるのも良いと思うので、県には頑張っていたきたい。
- ・ 当該地の外周は保存・整備するのか。車道・歩道の幅を考慮してほしい。
 - 前回の説明会でも安心安全に歩けないとの意見があり、北側およびその前後の歩道部分を拡げるなど歩行空間をできるだけ確保したい。

(5) その他の意見

- ・ 県は反対理由を把握しているなら反対派へ説明すればよいのでは。
- ・ ホテルが建てば交通の問題はどうなるのか。また、県庁東のバスターミナルの運用により高畑駐車場にバスが迂回し、交通渋滞の原因となるのではないか。
 - 施設内の駐車場は、必要最低限の数で調整している。また、バスターミナルは、渋滞コントロールセンターとして渋滞緩和に寄与する。高畑駐車場へ多くの駐機バスを送るものではない。
- ・ 当該地を事業者にくらで貸すのか。県民の財産をなぜそんな安い借地料で貸すのか。
 - 使用料は138円/m²・月であり、条例で定められている。
- ・ 使用料は条例で定められており、県議会で決められていることから、金額の議論は無意味だ。

以上

奈良県知事 荒井 正吾

平成29年4月17日付け奈公第28号で申請のあった名勝奈良公園の現状変更（庭園整備及び建物建築）を文化財保護法（昭和25年法律第214号）第125条第1項の規定により下記の条件を付して許可します。

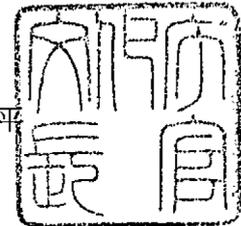
ただし、実施に当たっては、奈良県教育委員会の指導を受けてください。

なお、許可された期間の延長が必要な場合には、事前に期間変更届を提出して承認を受けてください。

また、下記の条件に基づき、文化財保存の観点から、やむを得ずに計画内容を変更する場合及び軽微な仕様（材質、色、形状）の変更であって、文化財に配慮したものをを行う場合には、事前に計画変更書を提出して承認を受けてください。

平成29年6月16日

文化庁長官 宮田 亮



記

- 1 当該敷地については、宿泊施設及び飲食施設を含め、所有者である奈良県が一体的に適切な管理を行うこと。
- 2 掘削を伴う工事に際しては、奈良県教育委員会職員（埋蔵文化財担当）の立会いを求めること。
- 3 上記の結果、重要な遺構などが検出された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。
- 4 現状変更の実施経過について、継続的に文化審議会文化財分科会第三専門調査会名勝委員会に報告し、指導を受けること。

（注）取消訴訟の提起に関する事項の教示

- 1 この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、文化庁長官に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります）。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。

高畑町裁判所跡地 第3回地元説明会 説明概要

1. 説明概要

- ・ 地元説明会を、本日までに去年3月と6月に開催させていただいた。
- ・ その後、事業者が決まり、文化庁への許可や奈良市への風致関係の許可を取得し、基本設計段階である程度かたちが見えてきたので、3回目の説明会を開催させて頂くこととした。
- ・ 高畑町裁判所の事業については、名勝奈良公園保存管理・活用計画、奈良公園基本戦略を踏まえ、平成22年から奈良公園整備検討委員会で幅広い意見を、また、整備検討部会で専門的な意見をいただきながら議論をしてきた。
- ・ 高畑町裁判所跡地は、大正期に財閥が作庭した庭園が現存しているということが分かり、調査の結果、志賀直哉や武者小路篤などが茶の湯文化を交流した場ということで、非常に高い評価を受けた。
- ・ 一方で、近年は、竹林が繁茂していたり木が覆い茂ったり、塀が倒壊したりなど、上手く維持できていない状況である。
- ・ このような状況を踏まえ、8年に渡り維持・利活用について議論した結果、庭園の復元を主役として、色々な方に交流して頂く場所にしていきたい。
- ・ 計画地では、明治期まで興福寺子院である松林院というのがあり、その後、裁判所の厩舎があったような場所に同じような建物を建てて、交流・宿泊していただける場所を作りたい。
- ・ 規制を緩和するのではなく、2階建ての高さ8m以下で瓦屋根を併設したような建物をデザインして周辺環境との景観を守り、より価値を高めていきたい。
- ・ 更に、色々な方に入って頂いて庭園を見て頂く、交流をして頂く、住民の皆さまにも入って頂いて、十分に見て頂くような環境を整備していきたい。
- ・ 当然、既存法規制に基づいて、全体として世界遺産や緩衝地帯に影響しないよう、慎重に取り組む。
- ・ 専門家が実施した植物や樹木など色々な調査の結果を踏まえて、保存すべきものを残すということで、植栽環境の構築、維持管理をしていきたい。
- ・ 全体に景観に充分配慮し、更に価値を高めるために、整備というよりも維持・利活用を進めていくものと考えている。
- ・ 平成22年から整備検討委員会、整備検討部会で十分に議論し、整備イメージが固まる前の段階で2回の地元説明会を開催した後、十分な議論をして公園区域に編入する手続きを経た。
- ・ 民間事業者からの提案について様々な方の意見を伺い、文化庁からの許可を得ており、今後は詳細な設計を踏まえて工事を進めたい。
- ・ 事業内容について、反対の意見はある一方で、賛成の声も多くいただいているなか本日の説明会を開催した。

以上